

掲示事項（居宅介護支援事業所）

運営規定の概要

フリガナ	ケアプランウエムラヤマナシ							サービスの種類	居宅介護支援	
事業所名	ケアプランうえむら山梨							事業所番号	1971601586	
所在地	〒400-0333 山梨県南アルプス市浅原197-1 栄光第一ビル101							フリガナ	アサコヒロアキ	
								管理者	浅古 裕昭	
連絡先	電話番号	055-282-8099						FAX番号	055-284-5199	
営業日	日	月	火	水	木	金	土	祝	その他年間 休日	
	休	○	○	○	○	○	休	休		年末年始 (12/29~1/3)
営業時間	平日		9:00~17:00						備考	時間外であっても24時間連絡 が取れるよう体制を整えている。
	土曜日									
	日曜・祝日									
利用料	法定代理受領分			厚生労働大臣が定める告示上の基準額（別掲）						
	法定代理受領分以外			厚生労働大臣が定める告示上の基準額（別掲）						
その他の費用										
通常の事業の実施区域	身延町(旧下部地区を除く) 富士川町 南アルプス市 甲斐市 韮崎市 北杜市 長野県富士見町 長野県原村									

介護支援専門員の勤務体制

介護支援専門員	基礎職種	常勤・非常勤の別		専従・兼務の別		兼務する場合 兼務する職種
		常勤	非常勤	専従	兼務	
アサコ ヒロアキ 浅古裕昭	社会福祉士	○			○	管理者

秘密の保持

- 当事業所の介護支援専門員その他の従業員は、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密については、正当な理由がない限り、決して漏らしません。
- 当事業者は、介護支援専門員その他の従業員が当事業所の従業員でなくなった後においても、当事業者の責任において、当該従業員が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
- 当事業者は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得る事とします。

苦情処理の体制

・・・別紙のとおり

（「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」を併せて掲示する）

利用料その他費用の額

※1単位を10.21円として算出

取扱要件	利用料 (1ヶ月あたり)		利用者負担金	
			(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
居宅介護支援費(I) i 〈取扱件数が45件未満〉	要介護度1・2	11,088円	無料	11,088円
	要介護度3・4・5	14,406円		14,406円
居宅介護支援費(I) ii 〈取扱件数が45件以上60件未満〉	要介護度1・2	5,554円		5,554円
	要介護度3・4・5	7,187円		7,187円
居宅介護支援費(I) iii 〈取扱件数が60件以上〉	要介護度1・2	3,328円		3,328円
	要介護度3・4・5	4,308円		4,308円

・加算及び減算

※1単位を10.21円として算出

加算	利用料 (1ヶ月あたり)		利用者負担金	
			(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
初回加算	3,063円		無料	3,063円
入院時情報連携加算(I)イ	2,552円			2,552円
入院時情報連携加算(I)ロ	2,042円			2,042円
退院・退所加算(I)イ	4,594円			4,594円
退院・退所加算(I)ロ	6,126円			6,126円
退院・退所加算(II)イ	6,126円			6,126円
退院・退所加算(II)ロ	7,657円			7,657円
退院・退所加算(III)	9,189円			9,189円
通院時情報連携加算	510円			510円
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,042円			2,042円
ターミナルケアマネジメント加算	4,084円			4,084円
特定事業所集中減算	-2,042円			-2,042円
運営基準減算	居宅介護支援費の	50%		50%
運営基準減算(2月以上続いた場合)	居宅介護支援費を算定しない			—
業務継続計画未実施減算	居宅介護支援費の	-1%		-1%
高齢者虐待防止措置未実施減算	居宅介護支援費の	-1%	-1%	

・介護予防支援の利用料金表

※1単位を10.21円として算出

取扱要件	利用料 (1ヶ月あたり)		利用者負担金	
			(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
介護予防支援費(I)	地域包括支援センターが行う場合	4,512円	無料	4,512円
介護予防支援費(II)	居宅介護支援事業所が行う場合	4,819円		4,819円
初回加算		3,063円		3,063円
委託連携加算	介護予防支援費(I)の場合	3,063円		3,063円

・介護予防ケアマネジメントの利用料金表

※1単位を10.21円として算出

取扱要件	利用料 (1ヶ月あたり)		利用者負担金	
			(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
ケアマネジメントA (訪問介護・通所介護相当サービス)	介護予防支援	4,512円	無料	4,512円
	初回加算	3,063円		3,063円
	委託連携加算	3,063円		3,063円

事故発生時の対応

- 当事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 当事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合にはすみやかに損害賠償を行います。
- 当事業者は、事故が発生した際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

業務継続計画の策定

- 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対するサービス提供を継続的に実施するための計画（業務継続計画）を策定し、計画に従い必要な措置を講じます。
- 従業者に業務継続計画を周知し、必要な研修や訓練を定期的実施します。
- 定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。